

4. 都市の位置づけ・役割

4-1 都市の位置づけ

(1) 都市の将来像

第1次板倉町中期事業推進計画は、「みんなが安心して暮らせるまち」を将来像として定めた、平成31年を目標年次とする本町の最上位に位置する将来計画です。

計画の内容は総論、基本的な考え方、実施計画に区分された上で、目標年次までの8年間における将来像が体系的に示されています。

都市計画マスタープランでは、その根拠法である都市計画法第18条の2に示される「市町村の建設に関する基本構想（総合計画）に即す」ことを念頭に置きつつも、「将来像を具体的かつわかりやすく示す」ことを命題とするため、総合計画に示される個別計画・構想に則すことを基本にしながらも、必要に応じて見直すことも視野に入れることとします。

【まちの将来像】

みんなが安心して暮らせるまち

施策の 大綱

- ◆安全・安心のまちづくり【防災・防犯】
- ◆住みよいまちづくり【生活環境】
- ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】
- ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】
- ◆自然環境と調和のとれたまちづくり【環境保全】
- ◆快適で利便性の高いまちづくり【町の基礎整備】
- ◆活力と交流を生み出すまちづくり【産業振興】
- ◆みんなの力で協働するまちづくり【住民参加】
- ◆効率的な行財政運営【情報・行財政】

重点 プロジェ クト

- ◆大規模な災害に対応するための広域連携
- ◆板倉ニュータウン宅地分譲の促進にむけたまちづくり
- ◆広域ごみ処理に向けたリサイクル施設の建設
- ◆優良農地の確保と有効利用に向けた基盤整備
- ◆水辺豊かな憩いの場の維持・整備と緑化の推進
- ◆利便性、安全性に配慮した生活道路の整備
- ◆他市町村と連携した広域交通体系の整備促進
- ◆町民が快適に利用できる役場新庁舎の建設

目標人口

平成31年の目標人口は 15,220 人

(2) 広域的な位置づけ

群馬県においては、「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）」が策定されており、東毛広域都市計画圏（4市5町）における主要な都市計画の基本的な方針が位置づけられています。

【東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：本町関連部分のみ抜粋】

都市計画の基本構想	<p>【都市づくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の誇れる個性・景観・くらしを支える機能を備えた魅力的な「まちのまとまり」づくり 人口減少や高齢化に対応するため、それぞれのまちが担うべき役割や機能に応じた合理的な土地利用の誘導や都市施設の更新による商業・業務機能等の拡充・集積、またまちなか居住の促進などにより、活力ある持続可能なまちづくりを進める。 ◆ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり まちのまとまりを維持することによりまちの活力を高め、北関東自動車道などの広域交通ネットワークを活用した産業の誘致や環境づくりなどにより地域産業の振興を図るとともに、豊かな自然や歴史・文化などの“地域の個性”を観光振興に活用しながら、県東部の玄関にふさわしい交流拠点の形成を進めるなど、活力とにぎわいがあふれるまちづくりを進める。 ◆都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保 高齢化の進行により増加が見込まれる高齢者等の交通弱者など、誰もが安全で安心して移動できるように、公共交通を軸とした移動手段を確保し、交通結節機能の充実を図り、移動環境の利便性の向上を図ることにより、自動車交通から公共交通利用への転換を促進する。 ◆人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通や都市施設の再構築 人口減少社会を見据え、土地利用の整序化及び都市基盤の充実など計画的な土地利用を促進するとともに、都市施設や空き家や空き店舗などの既存ストックなどを有効活用し公共交通ネットワークと併せた再構築を図ることにより、誰もが安全で安心して暮らせる生活環境づくりを促進する。 ◆災害時でも安全・安心な都市の防災機能の強化 近年、多発する地震や局地的な集中豪雨などによる水害、土砂災害などに備え、防災対策を計画的に進め、都市施設やライフラインの機能強化を図り、災害に強い都市づくりを進める。
	<p>【目指すべき都市構造と市街地像】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市街地の範囲と土地利用 市街地の範囲は、現行の市街化区域または用途地域の範囲とし、都市拠点、地域拠点、生活拠点の各拠点を核として、それぞれの役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、都市活動を支える商業・業務・生産機能や居住機能、文化・情報機能などが一体的に機能するコンパクトな市街地の形成を図る。 ② 拠点（まちのまとまり）の形成 <ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点 都市拠点では、都市的生活の利便性を向上させるため、一層の機能集積を図り、定住人口の確保と交流の活性化による魅力と活力ある市街地形成をめざす。主に、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町を対象として、行政、商業、業務、医療等の都市的サービスの提供を行う。 ○地域拠点 地域拠点では、都市活力の再生や地域コミュニティの維持・強化など、既存の都市基盤を活用しながら都市機能の集積を図り、利便性の高い市街地の形成をめざす。主に周辺地域を対象として、日常的な商業・業務機能等の都市的サービスを提供するほか、居住機能の充実を図る。 ○産業拠点 既存の工業・流通団地などの採集環境の保全・育成、高速交通網を活用した計画的土地利用に基づく新たな産業誘致など、周辺環境に配慮した拠点の形成をめざす。既存の工業団地及び周辺 ○観光拠点 高速交通網の活用や東京オリンピックを契機とし、隣接県とも連携した国際観光推進など広域観光ネットワークの形成に寄与し、県内外など広域的な集客が見込める多彩な自然環境や景観などの観光資源を有する地区として、館林市城沼周辺、渡良瀬遊水地周辺、多々良沼周辺を位置づける ③ 連携軸 広域都市計画圏や拠点（まちのまとまり）相互の機能の連携・補完を支援する軸として「連携軸」を位置づけ、連携・補完する相互の拠点の種別に応じて、機能の分担を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ○広域根幹軸 本広域都市計画圏と周辺県や他の広域都市計画圏との連携・相互補完を支援する連携軸。高速道路のほか、交通高速網の効果を県内全ての地域や産業の発展に活かせるよう高速交通網を補完する7つの交通軸の整備、強化を推進する「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」で位置づけられているものを広域根幹軸として位置づける。 ○都市拠点連携軸 本広域都市計画圏内の、都市拠点相互の連携・機能分担を支える連携軸として位置づける。 ○地域拠点連携軸 都市拠点及び地域拠点の連携や相互の補完、また都市拠点と地域拠点・生活拠点、産業拠点などとの連携・機能分担を支える連携軸として位置づける。 ④ 都市防災の方向性 従来地震、火災対策等を主眼に置いてきた都市防災の対象範囲を、近年の異常気象に伴う災害発生状況を考慮して土砂災害・水害対策等へ拡大し、防災を明確に意識して「まちのまとまり」や拠点の形成、連携軸の整備などを進め、災害に強い都市づくりを行う。

<p>土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて暮らせるまちづくりに向けた住宅地の配置 ・まちなか居住のための空き家など既存ストックの有効活用 ・街並み景観や安全性への配慮 ・郊外部への新たな住宅地の抑制 ○商業地 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点への商業機能の集積 ・郊外での新たな商業地拡大の抑制 ・住宅地内における日常生活利便機能の確保 ○業務地 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点内への業務機能の集積・誘導 ○工業地 <ul style="list-style-type: none"> ・産業拠点等への重点配置による高度化 ○流通業務地 <ul style="list-style-type: none"> ・広域ネットワーク周辺への配置の促進
<p>都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通体系の整備の方針 <ul style="list-style-type: none"> ◇公共交通を主体とする交通ネットワークの転換と利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・まちのまとまりの維持、形成を支援するとともに、環境負荷の軽減に寄与し、人口減少や高齢化に対応して、誰もが自由に安心して移動できる手段を確保するため、従来の自動車交通主体から、公共交通を主体とした総合的な交通体系への転換を促進する。 ・拠点間や地域間において、地域の実情に応じた鉄道やバスによる移動手段の確保、徒歩や自転車利用環境の充実のほか、自動車交通との連携や適切な役割分担を図りながら、誰もがスムーズに移動できる交通体系の構築をめざす。 ・関係機関との協力のもと、公共交通機関相互の連携や、駅など交通結節点におけるバリアフリー化を促進するなど、利便性や快適性の向上を図り、自動車利用から公共交通利用への転換を促進する。 ◇地域振興や産業振興に資する広域交通ネットワークの形成と充実 <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な交流や連携の強化、産業の振興を促進するため、広域交通ネットワークの充実・強化とアクセス性の向上を図る。 ・幹線道路の整備にあたっては、都市の結びつきに配慮し、都市間を連結する幹線道路の整備を進めるとともに、都市構造や市街地密度、地形条件を考慮し、都市の骨格を形成する道路を位置づけ、都市内交通の円滑な処理を図る。 ・都市計画道路で、長期にわたり未整備の路線については、「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」に基づき、将来の都市・地域づくりの観点から見直し、必要に応じて計画内容を変更する等、現在の計画を検証し、効率的かつ効果的な整備を推進する。 ◇歩いて暮らせるまちづくりに向けた環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の軽減、交通の円滑化（渋滞対策）、健康増進等の見地から、自転車利用を促し、また歩行者の安全性を確保するために、自転車利用空間や歩行者空間の確保やバリアフリー化を進める。 ○下水道の整備の方針 <ul style="list-style-type: none"> ◇地域の状況に応じた効率的な整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理については、下水道や農業集落排水等の集合処理、浄化槽による個別処理を、地域の人口密度や地形状況に応じて組み合わせながら、「群馬県汚水処理計画」に基づいて効率的な整備を進める。 ・雨水排除については、放流先河川の整備と整合を図り、浸水被害の解消をめざす。 ・年々増加する耐用年数を経過した施設や、劣化の著しい施設については、地域防災計画との連携等を考慮しながら、長寿命化計画等を策定し、それらに基づいて適切な維持・管理を行う。 ○河川の整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ◇治水機能の向上と生態系に配慮した河川空間の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・治水機能の向上と生態系に配慮した河川空間の整備の必要性に応じて、河川を都市計画決定する ○その他の都市施設の都市計画の決定の方針 <ul style="list-style-type: none"> ◇広域的な連携による施設整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・機能的な都市活動の確保・向上を図るため、既存施設の維持・更新等を行うものとし、新たに必要となる都市施設の整備については、循環型社会形成への対応を念頭に、長期的展望及び広域的な連携も検討し、整備を進めるものとする（板倉町…ごみ焼却施設）
<p>市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市機能の集積やまちなか居住を誘導する基盤整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点や地域拠点において、多様な都市機能の集積やまちなか居住を誘導するため、低未利用地を有効活用し、市街地開発事業や地区計画等による都市基盤の整備を推進する。 ・都市基盤が未整備のため、土地の有効利用が図られていない市街地や、木造住宅等が密集し、防災上改善が必要な地区、広域道路網が結節し産業発展の可能性が高い地区等については、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の導入により、都市基盤整備の改善を図るとともに、都市機能の更新、土地の有効活用について検討する。 ・なお、土地区画整理事業等を導入する際には、目指す市街地像及び長期的視点による事業成立性を明らかにするとともに、地域住民等の理解と協力を得ながら、事業の実施をめざす。 ・長期未着手、また、事業着手後に長期化している土地区画整理事業については、当初の事業の目的や現在の必要性の確認、地区における現状の課題やインフラの整備の状況、また、必要な公共施設等の整備水準について検証を行い、事業の縮小や代替手法などについて検討し、適宜見直しを行う。
<p>自然環境の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>本広域都市計画圏では、シンボリックな存在である利根川や渡良瀬川の水辺、また、北部に広がる山々や市街地近郊の里山、多々良沼に代表される湿地など、人々の生活に潤いと安らぎを与えるほか、生物の営みを育むなど、多様な機能を有す豊かな緑と水の資源を有している。</p> <p>これらの地域資源を都市生活の中に取り込み、活用していくとともに、次世代に引き継ぐべき緑の資産として保全していくために、次のような基本方針のもとに、取り組みを進める。</p>

4-2 将来像実現のための関連プロジェクト

本町の将来像の実現に向けて取り組まれている計画や構想は、つぎに示すとおりです。

【既定計画（概ね 10 年以内を目標年次とした計画）】

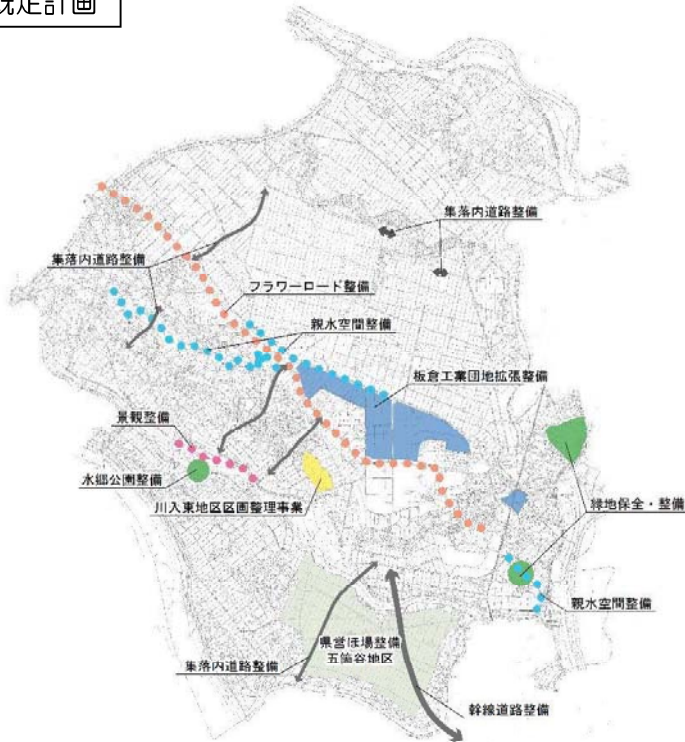
面的整備	川入東地区区画整理事業	・関係者の意向を踏まえつつ、板倉ニュータウン地区との連携を図り、調査、組合設立、事業化を推進（11ha）
	新住宅市街地開発事業の変更（板倉ニュータウン地区）	・新たな産業空間の整備による産業業務機能の導入
	板倉工業団地拡張整備	・既存の板倉工業団地の拡張による産業基盤の強化
	県営ほ場整備五箇谷地区	・防災機能やその他施設整備も念頭に置いた大型ほ場整備
	緑地保全	・池沼と一体となった風致地区等の指定を検討
	水郷公園整備	・町内外の多くの人々のレジャースポットとして、環境維持・整備
線の整備	フラワーロード整備	・板倉ニュータウンと西地区の中心部を直結し、館林市に至る軸にふさわしい道路空間の整備及び沿道土地利用の形成
	幹線道路整備	・国道 354 号バイパスの整備
	集落内道路整備	・生活道路網の整備
		・都市計画道路の未整備区間の整備
	親水空間整備	・水質保全を主目的としたせせらぎやビオトープの整備
	景観整備	・景観創出を目的とした谷田川沿いの桜並木等の整備
子供の拠点整備	・保育園の整備	

【構想（長期的に実現をめざす計画）】

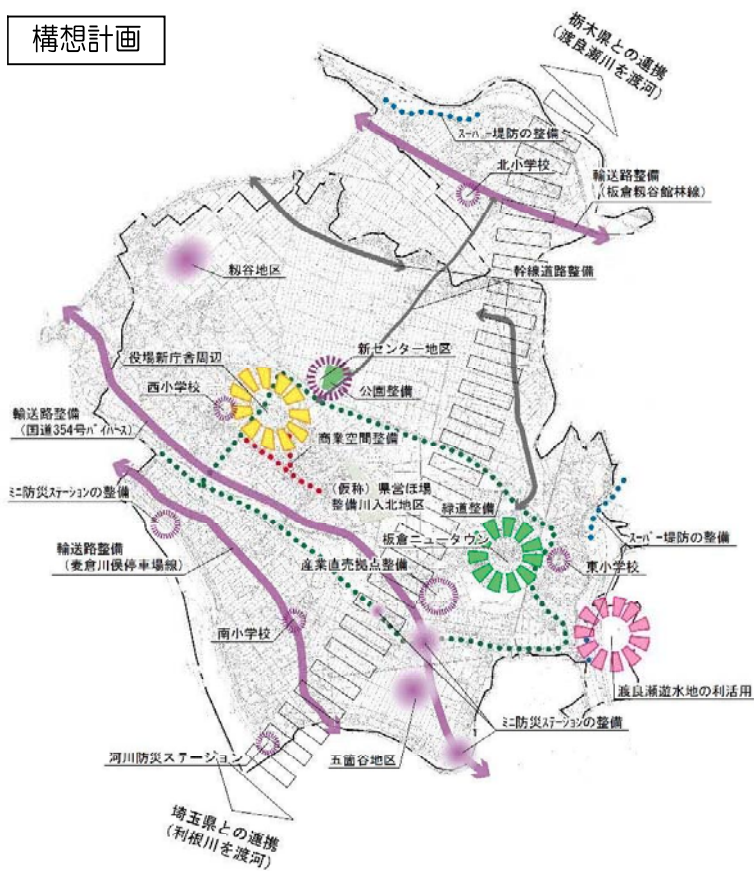
面的整備	新たな拠点整備 （糶谷地区、五箇谷地区）	・公益・生活サービス・業務機能など、新たな拠点形成にふさわしい導入機能について今後検討
	新たな拠点整備（新センター地区）	・公園を核に、公益、業務機能など、新たな拠点形成にふさわしい導入機能について今後検討
	公園整備（新センター地区）	・公園の整備
	拠点の再構築 （役場新庁舎周辺地区）	・新庁舎建設を含む生活拠点の再構築
	産業直売拠点整備	・施設周辺の農地や町有地等に、市民農園の増設や休憩施設等の新たな機能の導入検討
	雷電神社周辺地区整理	・良好な居住環境の形成を目的とした市街地整備
	防災拠点整備	・既存の小学校を活用した避難地の整備による防災システム・避難地の拡充・強化
	（仮称）県営ほ場整備川入北地区	・観光農園としての利用など、新たな農業形態の構築を念頭に置いたほ場整備
	渡良瀬遊水地の利活用	・渡良瀬遊水地周辺を観光拠点として整備
線の整備	商業空間整備	・旧国道 354 号沿道及び雷電神社周辺を対象とした商業空間の整備
	渡良瀬川及び利根川架橋整備	・栃木県及び埼玉県との連携を図るため、渡良瀬川及び利根川に新たな架橋を整備
	幹線道路整備	・町内外ネットワークの強化を目的とした幹線道路整備
	輸送路整備	・災害発生時の緊急物資・人員輸送等、都市間連携を担う道路整備
	緑道整備	・谷田川や板倉川等、既存の河川を活用した散策路の整備
	子供の拠点整備	・保育園の整備
	スーパー堤防の整備	・渡良瀬川及び利根川を対象とした防災施設整備
	ミニ防災ステーションの整備	・谷田川及び利根川における災害時避難場所の確保

【関連プロジェクトの位置及び区域図】

既定計画



構想計画



【拠点・エリア】

- : 地域拠点
- : 生活拠点
- : 観光拠点
- : 交流促進拠点
- : 交流促進エリア

【都市軸】

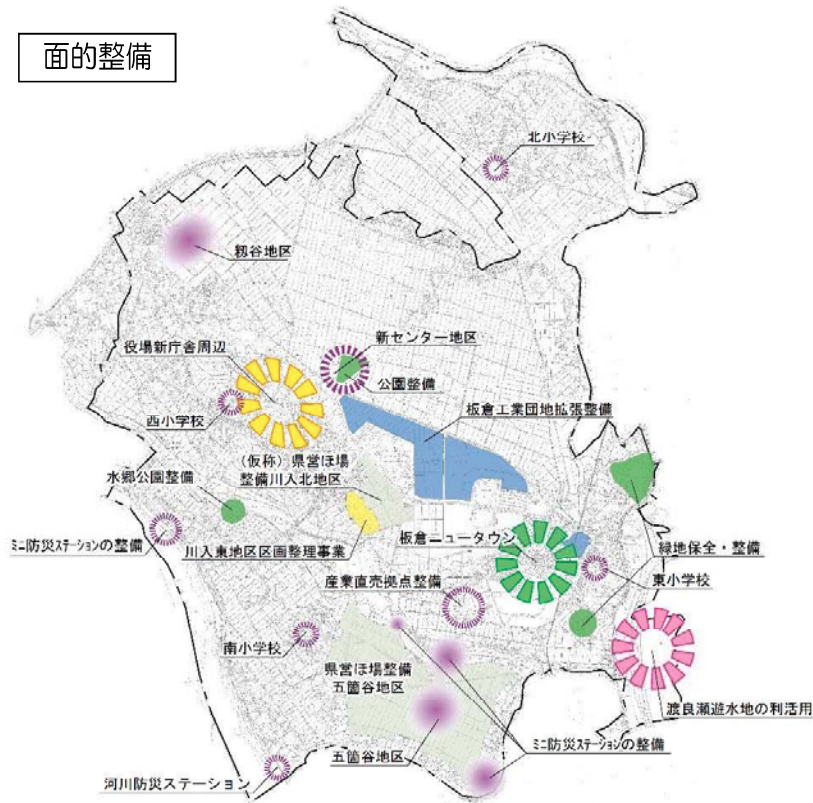
- : 商業空間整備
- : フラワーロード整備
- : 景観整備
- : 河川・堤防整備
- : 親水空間整備
- : 緑道整備
- : 主要幹線道路整備
- : 幹線道路整備
- : 輸送路整備

【ゾーニング】

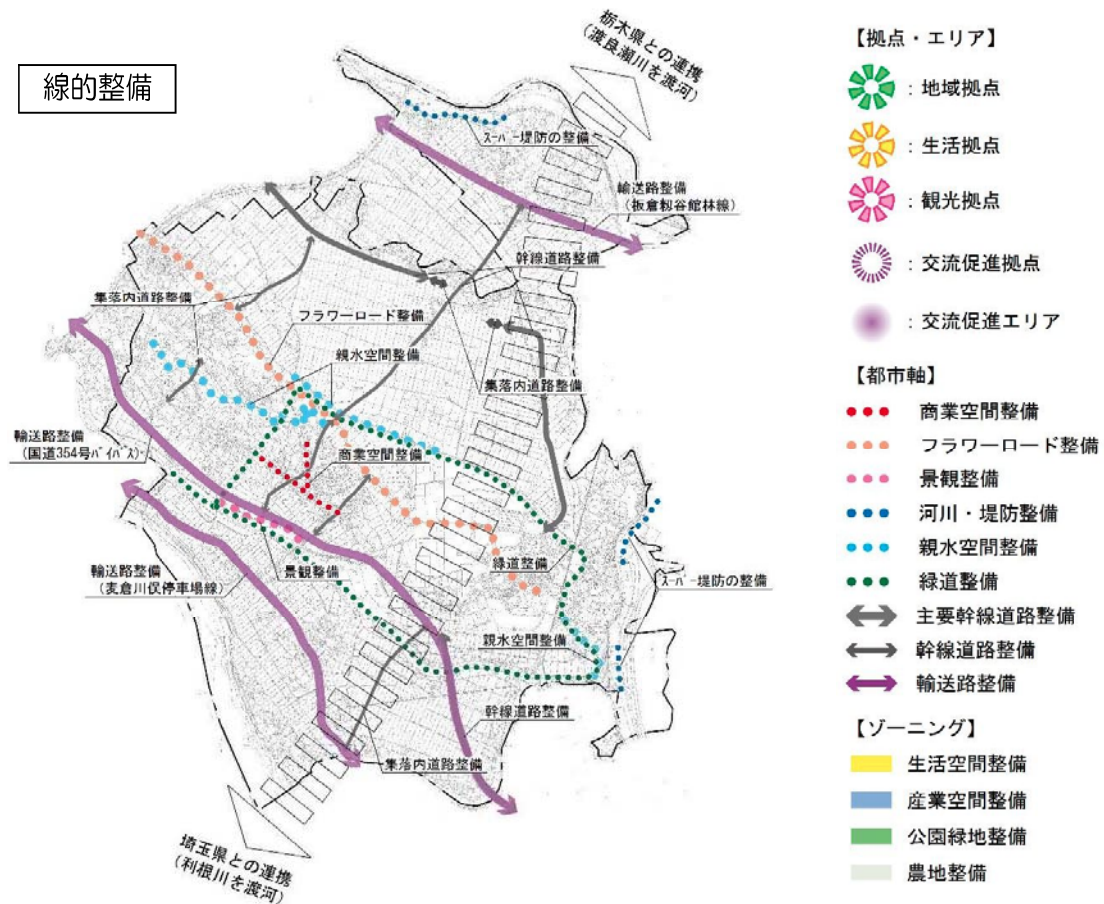
- : 生活空間整備
- : 産業空間整備
- : 公園緑地整備
- : 農地整備

※ 北地区に計画中の遊水池の本体は館林市内であり、本町ではその周辺整備を実施

面的整備



線の整備



※ 北地区に計画中の遊水池の本体は館林市内であり、本町ではその周辺整備を実施